

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町国民健康保険税条例 (昭和30年 5 月30日 条例第18号) 第 1 条～第25条 略 (国民健康保険税の減額) 第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>265,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第703条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>480,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。） ア～カ 略 第26条の 2 ～第30条 略	○幕別町国民健康保険税条例 (昭和30年 5 月30日 条例第18号) 第 1 条～第25条 略 (国民健康保険税の減額) 第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>270,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第703条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>490,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。） ア～カ 略 第26条の 2 ～第30条 略